

いじめに関する現状と課題

本校では、いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知するように全教職員で取り組んでいる。子どもの生活の中では、些細ないさかいはたびたび生じており、それらがいじめとなって深刻化する可能性は十分に考えられる。また、今後時代の流れでスマートフォンやSNS等を通じて行われるいじめも考えられるので、定期的にアンケート調査や教育相談を実施して認知に努めている。

いじめの未然防止や早期発見は、児童の小さな変化に気づく力を高めることが必要で教職員の資質向上が欠かせない。いじめを鋭く見抜き、いじめを防止するための具体的な行動がとれるよう判断力や指導力を高めていくことが必要である。そのために、適切な研修を計画的に行い、家庭・地域・関係機関との連携を推進する必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

いじめとは、児童生徒に対して、同じ学校に在籍しているなど一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、対象になった児童生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。個々の行為がいじめに当たるかどうかの判断は、表面的・形式的なものにとどめずいじめられた児童の立場に立って考える。それは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるからである。

「いじめはどの学年でも起こりうるものであり、いじめの問題に無関係ですむ児童はいない。」という基本認識に立ち、すべての児童が安全で安心な学校生活を送る中で、様々な活動に意欲的に取り組み、一人一人の個性や能力を十分に伸ばすことができるよう、いじめのない学校づくりに全力で努めていく。

そのため、家庭、地域、関係諸機関との連携をもとに、いじめの未然防止及び早期発見に取り組み、いじめを認知した場合は、適切かつ迅速にこれに対応する。

〈重点となる取組〉

- ①いじめの未然防止・早期発見に努める
 - ・児童の訴える力の育成と見て見ぬ振りをせず、互いに支える風土を培う。
 - ・児童がいじめの問題を自分のこととして捉え、正面から向き合うことができるよう、人権教育、道徳教育等の充実を図る。
 - ・全学年で、情報モラルについての指導を行う。
- ②いじめへの対応
 - ・いじめをより積極的に認知し、いじめ対策委員会を中心に徹底的に解消に取り組む。
 - ・児童の状況等については、事実関係や指導の経緯等の情報を適切に記録し、該当児童が卒業するまで保管する。
- ③児童への指導・支援を行う
 - ・いじめられた児童によりそう体制を作り徹底して守り通す。
 - ・いじめた児童には、その背景を調査し、具体的な対応方針を決める。
- ④学校と家庭及び専門機関との連携密にして、早期解決にあたる。

保護者・地域との連携	学 校	関係諸機関との連携
<p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本方針をPTA総会等で説明し、学校のいじめ問題への取り組みについて保護者の理解を得るとともに意見交換や協議の場を設定し、取り組みの充実をめざす。 ・学校評議員、民生委員・児童委員の協力を得て、児童の学校内外の生活に関する見守りや情報提供の依頼を行い、いじめの早期発見に努める。 ・インターネット上のいじめの問題やスマホの正しい使い方について、中学校区の連携をはかり保護者と協力していく。 ・学校だより、ホームページ等を活用し、連携体制の充実を図る。 	<p>い じ め 対 策 委 員 会</p> <hr/> <p>役割</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談・通報の窓口 ・情報の収集と記録、共有 ・情報があつた場合、緊急会議を開き、情報の共有・聴取・指導支援。対応方針の決定 <p>保護者連携等の中枢をなす。</p> <p>構成メンバー</p> <p>校長、教頭、教務主任、生徒指導担当、養護教諭・当該担任・特別支援コーディネーター 必要に応じて外部人材</p> <hr/> <p>全 教 職 員</p>	<p>【連携機関名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・笠岡市教育委員会 ・児童相談所 ・子育て支援課 <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ事案の報告・相談 <p>【連携機関名】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・笠岡警察署 <p>〈連携の内容〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室等 ・ネットいじめ等 <p>【学校側の窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教頭、生徒指導担当

学校が実施する取組

防 止	<p>いじめの未然防止と認知の取り組みが最も大切な対策と考える。そして、児童の一人一人の自己有用感を高め、認め合える風土を醸成していくために、以下の事項に重点的に取り組む。</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 33%;">①わかる授業づくり</td> <td style="width: 33%;">②学級集団づくり</td> <td style="width: 33%;">③社会体験、自然体験の充実</td> </tr> <tr> <td>④人権学習、道徳教育の推進</td> <td>⑤児童会活動の充実</td> <td>⑥教職員の研修</td> </tr> </table>	①わかる授業づくり	②学級集団づくり	③社会体験、自然体験の充実	④人権学習、道徳教育の推進	⑤児童会活動の充実	⑥教職員の研修
①わかる授業づくり	②学級集団づくり	③社会体験、自然体験の充実					
④人権学習、道徳教育の推進	⑤児童会活動の充実	⑥教職員の研修					
早 期 発 見	<p>早期発見の基本は、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有すること、そのためには、教職員がこれまで以上に意識的に児童の様子に気を配ること、いじめを見抜く目を養うことが重要である。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①登校後の様子や授業、給食、帰りの会、休憩時間などの児童の様子を観察し職員間で情報の共有をする。 ②定期的なアンケート調査（6月・12月）や教育相談の実施を行い、実態把握に努める。 ③「いじめについて考える週間」を設定し児童会活動を充実させる。 ④家庭や地域から情報が得やすいように連携を深める。 						
い じ め へ の 対 処	<p>いじめの事実が確認された場合は、速やかに「いじめ対策委員会」を立ち上げ、いじめをやめさせるとともに、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と関係の児童への指導、保護者への支援を継続的に行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> ①「いじめ対策委員会」に情報を集約 <ul style="list-style-type: none"> ・情報の整理、指導・支援体制を組む ②児童への指導と支援を行う <ul style="list-style-type: none"> ・いじめ被害者への支援、対応 ・いじめ加害者への指導、対応 ・関係児童全体への指導、対応 ・保護者との連携 ・関係諸機関との連携 						